

日本第四紀学会 学会賞・学術賞選考に関する内規

(2007年2月3日、評議員会にて決定)
(2008年8月22日、評議員会にて一部改正)
(2010年8月20日、評議員会にて一部改正)
(2012年8月20日、評議員会にて一部改正)
(2017年6月17日、評議員会にて一部改正)

[受賞の対象]

1. 学会賞と学術賞の授与は、原則として毎年とし、それぞれ若干名とする。

[選考委員会]

2. 委員に欠員が生じた場合は、欠員が生じた領域から新たな委員を補充する。
3. 本委員会の委員が受賞候補者になった場合には、その委員を解任し、同じ領域から委員を補充する。

[受賞候補者の推薦]

4. 会長は第四紀通信に学会賞と学術賞の受賞候補者の推薦募集に関する記事を掲載する。
5. 受賞候補者の推薦書類は、執行部会が定める期日までに日本第四紀学会学会賞選考委員会宛てに提出する。
6. 受賞候補者の推薦書類には次の事項を記入する。
 - (1) 賞の名称
 - (2) 推薦者名（自薦を含む。領域推薦の場合には領域代表者名）
 - (3) 受賞候補者名・所属
 - (4) 受賞件名及び推薦理由（1000字以内）
 - (5) 主要業績リスト
 - (6) 推薦者・受賞候補者の連絡先（住所、電話番号、メールアドレス）

[選考作業]

7. 選考委員会は、執行部会が指定する期日までに届いた自薦と他薦の中から受賞候補者を選考し、その結果を執行部会に報告する。
8. 選考作業は、原則として電子メール等を通じて行う。委員長が必要と判断する場合には、会合を開催することができる。
9. 本委員会の委員と利益相反の関係にある会員が受賞候補者となった場合には、当該委員はその候補者の選考に関与しないこととする。
10. 学会賞と学術賞の選考において、受賞候補者が、当該年の論文賞の受賞候補者となっても、双方の賞の妨げとしない。

[選考結果の報告]

11. 学会賞選考委員長は、評議員会と総会において、選考経過と結果を報告する。
12. 執行部会は、受賞者と受賞理由を「第四紀通信」を通じて会員に報告する。

[その他]

13. 本内規の変更については、評議員会の承認を必要とする。
14. 本内規は、2017年8月1日から施行する。